

平成26年度

第5回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成26年度第5回江別市農業委員会定例総会議事録

平成26年8月29日(金) 午後2時00分開会  
開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員(18名)

萩原 俊 裕  
金 安 正 明  
北 川 俊 寛  
大井川 和 雄  
萩 野 薫  
加 藤 富 雄  
渡 部 正 廣  
本 間 正 二  
池 田 太 郎  
山 本 由美子  
細 川 昭 典  
永 田 喜一郎  
佐 藤 和 人  
吉 本 和 子  
小 林 秀 樹  
伊 藤 良 明  
土 切 裕 二  
田 中 浩 一

2 欠席委員(2名)

森 田 芳 明  
中 田 和 孝

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	出 頭 一 彦
	主幹	大 坂 勝 美
	主査	気 境 智 道
	主事	岩 村 太 朗
	主事	市 原 紗 央 里

#### 4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第18号 現況証明願及び照会について
- 日程第5 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 日程第6 報告第20号 「農業委員会等に関する法律」の改正に向けた組織検討結果回答について
- 日程第7 議案第16号 現況証明願及び照会について
- 日程第8 議案第17号 農業経営基盤強化促進基本構想改訂に係る意見について

## 5 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

- 議長** これより、平成26年度第5回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は18名で定足数に達しております。  
ただちに本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長** 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、荻野委員、永田委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- 議長** 日程第2 会期の決定について  
平成26年度第5回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。  
平成26年8月29日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

- 議長** 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。
- 事務局長** ご報告申し上げます。  
平成26年度第4回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおり  
でございます。  
なお、本日の総会に中田委員、森田委員が欠席する旨の通告がありました。  
以上でございます。
- 議長** ただいまの報告に対しご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第18号

- 議長** 日程第4 報告第18号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
岩村主事。
- 岩村主事** 報告第18号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。  
今回提出がありましたのはNo.10の1件で、照会についてはございません。  
土地の所在等は記載のとおりで、全2筆 公簿地目 畑614.00㎡を内訳のとおり農

地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○**議長** これより報告第18号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第18号を終結いたします。

### ◎報告第19号

○**議長** 日程第5 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

岩村主事。

○**岩村主事** 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご説明申し上げます。

これは相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回提出がありましたのは、No.4の1件でございます。

内容につきましては、全て個人の相続によるものでございます。

土地の所在等は記載のとおりで、現況地目 田 6筆 7, 493.00㎡でございます。

以上でございます。

○**議長** これより報告第19号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第19号を終結いたします。

### ◎報告第20号

○**議長** 日程第6 報告第20号 「農業委員会等に関する法律」の改正に向けた組織検討結果回答についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大坂主幹。

○**大坂主幹** 報告第20号 「農業委員会等に関する法律」の改正に向けた組織検討結果回答についてご説明します。

政府の規制改革会議の農業ワーキンググループは「農業改革に関する意見」を取りまとめ、これに基づき、規制改革実施計画が6月24日に閣議決定されました。

この閣議決定の農業委員会に関する主な内容は、農業委員の選任方法について現行の選挙制度と関係団体からの推薦制度を廃止し市町村長の選任委員に一元化へ見直しすること、都道府県農業会議及び全国農業会議所の存続について見直しすること、農業委員会の行政庁への建議等について見直しをすることなどです。

この閣議決定に対して、北海道農業会議より、各農業委員会の意見をアンケートで集約し提出するよう要請がありました。

報告期限が8月20日であり定例総会前に報告する必要があったため、8月18日に会長、会長職務代理者、農政常任委員会委員長及び副委員長、農地常任委員会委員長及び副委員長、農政常任委員会各委員が参集し当該アンケートへの回答を審議しました。

主な回答内容は、農業委員の選任方法の現状の維持、都道府県農業会議及び全国農業会議所の存続、農業委員会から行政庁への建議の業務の存続等であり、詳細は議案のとおりです。

説明は以上でございます。

○議長 これより報告第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第20号を終結いたします。

### ◎議案第16号

○議長 日程第7 議案第16号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、小林委員よりご説明願います。

○小林調査委員 議案第16号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

今回願出がありましたのはNo.6の1件で、照会についてはございません。

現地調査は7月31日に、金安委員、土切委員、私、事務局から岩村主事が参加し行いました。

申請地は平成7年に農地法第5条の許可を受けている土地であり、現況はゴルフ練習場敷地になっております。

以上の現況につき、願出分1件 1筆 畑661.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第16号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第17号

○議長 日程第8 議案第17号 農業経営基盤強化促進基本構想策定に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

市原主事。

○市原主事 議案第17号 農業経営基盤強化促進基本構想改訂に係る意見についてご説明申し上げます。

平成26年4月1日付で農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が施行されました。

この法に基づき作成されている道の基本方針、基本方針に基づき作成している市の基本構想においても、法施行から6か月の猶予期間をもって改訂作業を行い9月30日までに変更の公告をすることとなりました。

現在、市の農業振興課におきまして策定作業を行っているもので、同法第6条第6項に基づき北海道知事の同意を必要とし、その協議の際に同法施行規則第2条にて農業委員会の意見聴取が義務付けられておりますことから、今般、農業委員会の意見を求めるものでございます。

本日、別冊としてお配りしております資料の1ページ目から3ページ目までに、今回の改正の概要を記載しており、その後ろに基本構想(案)を1部つけてございます。

まず改正の概要の1ページ、今回の改正の概要部分についてご説明申し上げます。

1ページ目小題の2番目に基本構想についての説明を簡単に記載してございます。

基本構想とは、市町村が都道府県の策定する基本方針に則し地域の実情を踏まえて策定する市町村の農政推進のための目標を取りまとめたもので、記載する目標として①育成すべき農業経営の目標とすべき所得水準等の基本的考え方、②営農類型ごとの育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の指標、③経営に集積すべき農用地の割合の目標等を内容としております。

今回の見直しのポイントといたしまして、一つ目は、農地保有合理化法人制度が廃止され農地中間管理機構が農地売買事業等の特例事業を実施することが可能になったことによる字句の修正、二つ目は、これまで道が認定主体となっていた認定新規就農者の認定主体が認定農業者と同じく市町村となったことによる新規就農者に関する項目の追加、この2点でございます。

次に、認定農業者制度と青年等就農計画制度についての説明を簡単に記載してございます。認定農業者については意欲ある農業者が、認定新規就農者については新たに営農を開始した、または開始する予定の者が、自らの経営に関する5年後の目標を記した計画書を市町村に提出し認定を受けることで認定農業者・認定新規就農者となるもので、計画達成に向けた取組への関係団体からの支援や各種政策支援を受けることができる仕組みです。

2ページ目からは、修正・追加した内容について記載しており、修正・追加箇所は基本構想本文では赤字にて記載してございます。

まず、全体を通しまして、先ほどご説明したとおり農地保有合理化団体の表記を農地中間管理機構に修正、関連法案等についても修正してございます。

次に、第1の4、本文の3ページから4ページにかけてでございますが、先ほどの青年等就農計画を市町村が認定することになったことにより、江別市の新規就農者に関する実態、今後の新規就農者の育成・確保に関する目標についての文章を追加してございます。現状・目標に掲げている新規就農者の数は、Uターン、新規学卒、新規参入等、全てを含みますので申し添えます。

また、新規就農者のうち農外からの就農者や、農家子弟のうち親から独立し経営を開始する者の経営の水準については、道基本方針に準じ、認定農業者と均衡する労働時間として1,800時間から2,000時間、所得については認定農業者の5割であるおおむね

240万円を目標とすることとしました。

次に、第3、基本構想本文の18ページでございますが、同じく新規参入や親から独立し経営を開始する者が目標とすべき農業経営の指標についての例示をしてございます。

ここでは、初期投資の少ない小面積での野菜栽培を例示しておりますが、あくまで参考であり、実際の青年等就農計画審査においては、この指標以外の類型についても基本構想の趣旨及び目標を達成できるものであれば、対象とし認定いたします。

最後に、第5の8、基本構想本文の31ページから32ページでございますが、新規就農者の育成・確保に関する事項ということで、第1の4で掲げた新規就農者についての目標を長期的かつ計画的に達成していくため、研修等受け入れ態勢の整備、就農後の支援、青年等就農計画作成等への指導、関係機関の役割等について記載し、各団体が連携し新規就農者の確保・育成に向け活動していくこととしております。

以上、よろしくご審議いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 これより議案第17号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

農業経営基盤強化促進基本構想策定に係る意見について、原案どおり可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## 閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。  
平成26年度第5回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後2時26分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年8月29日

議長(会長)

署名委員

署名委員